

令和2年3月2日

保護者の皆様

佐野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業中に関する
主な方針について

1 卒業証書の授与について

- 全中学校 …… 令和2年3月 9日（月）
- 全小学校 …… 令和2年3月19日（木）

※ 感染防止のための措置を十分に講じた上で、学校規模に応じて、各学校の裁量で行う。当日、卒業生は、全員臨時登校日とする。

※ 詳細については、各学校から保護者等に連絡する。

2 県立高等学校入学者選抜について

- ・当初の日程どおりで実施予定

3 臨時登校日について

- 3月24日（火）は、全小中学校一斉の臨時登校日とする。

その際に、児童生徒に通知表及び修了証を担任から手渡す。

- 臨時休業中、各学校の裁量で、臨時登校日を1～2日程度設定し、児童生徒の健康観察及び臨時休業中の生活の様子について確認する。また、各種のプリントや通知を配布するようにする。荷物等がある場合には持ち帰るようにする。
- 臨時休業日の実施日、方法等については、各学校から保護者等に連絡する。

4 離任式について

- ・離任式は実施しない。そのときの状況により、各学校の判断で柔軟に対応する。

5 学習について

- ・臨時休業中の家庭学習の内容については、臨時登校日の際に、担任から指導する。
- ・3月末までに学習すべき内容を行うことができなかった場合には、担任は、その状況を明らかにしておき、次の学年の担任又は進学先の学校に、引き継ぐようにする。また、必要に応じて、次年度になってから、前学年分の学習内容や補充的な学習などを行うようにする。
- ・今年度2月まで使用していた教科書は、次年度、必要に応じて使用することもありますので、保管しておくようにしておく。

6 家庭訪問について

- ・家庭訪問は、必要に応じて行う。

※ 上記方針については、今後の状況により変更することもあります。